明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産・経済産業**五）　一

〔告　示〕

○地域再生計画を認定した件（**内閣府**一五二七～一六五六）　二

○地域再生計画の変更を認定した件（**同**一六五七～一七八三）　一五

○地域再生計画の認定を取り消した件（**同**一七八四、一七八五）　三〇

○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**財務**二五九～二六二、二六五）　三

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（**同**二六三）　三

○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**二六四）　三三

○国家機関の建造物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件の一部を改正する告示（**国土交通**一一五〇）　三四

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、特別清算、再生関係　三六

特殊法人等

国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、国立研究開発法人理化学研究所平成二十九事業年度財務諸表、公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫、特定計量器型式承認、弁理士登録、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　五〇

会社その他

会社決算公告　五二

五四

省令

○農林水産省・経済産業省令第五号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百十二条第二号の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月九日

農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成